

懲戒処分について

職員の懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表します。

記

(1) 管理職員、一般職員の別
管理職員

(2) 年齢
50 歳代

(3) 性別
男性

(4) 処分内容
戒告

(5) 処分理由（事案の概要）

女性嘱託職員とのラインによるメッセージのやり取りにおいて、その頻度や時間帯に関係なく送付したこと、及び採用に係る言及をしたことで著しい精神的な苦痛を与えた。人事権を持った職責の者から立場の弱い嘱託職員への私的なことに過度に立ち入った結果、パワーハラスメント（個の侵害）と認定した。

(6) 根拠法令

愛知県都市職員共済組合職員就業規則第 27 条第 1 項第 3 号
（職員たるにふさわしくない非行）

(6) 管理監督者に対する措置
厳重注意

(7) 処分年月日
令和 6 年 10 月 25 日

愛知県都市職員共済組合